

# ○群馬県農業近代化資金事務取扱要領

農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）の事務取扱については、農業近代化資金融通法（昭和 36 年法律第 202 号。）、農業近代化資金融通法施行令（昭和 36 年政令第 346 号。以下「施行令」という。）、群馬県農業近代化資金融通措置条例（昭和 36 年群馬県条例第 71 号。以下「条例」という。）、群馬県農業経営改善関係資金基本要綱（平成 19 年 5 月 1 日付け農経第 202-4 号群馬県理事通知。以下「県基本要綱」という。）及び農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成 17 年 4 月 1 日付け 16 経営第 8870 号農林水産省経営局長通知。以下「ガイドライン」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

## 第 1 定義

### 1 貸付対象者

近代化資金の貸付対象者は、次に掲げる者（以下「農業者等」という。）とする。

(1) 農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者であって次に掲げる者

ア 次に掲げる農業者（以下「認定農業者等」という。）

(ア) 認定農業者

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第 2 条の 5 に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号）第 3 条第 1 項に規定する果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けた者で簿記記帳を行っている又は簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者

(イ) 前記(ア)の認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者（当該法人への出資金等を借り入れる場合に限る。）

イ 認定新規就農者

農業経営基盤強化促進法第 14 条の 5 第 1 項に規定する認定就農者

ウ 農業経営基盤強化促進法第 19 条第 1 項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第 3 項の地図をいう。）に位置付けられた者（認定農業者（同法第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。）、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項第 1 号ハに定める組織をいう。）、市町村基本構想（農業経営基盤強化促進法第 6 条第 1 項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者。以下「目標地図に位置付けられた者」という。）及び地域における継続的な農地利用を図る者であって、生産の効率化等に取り組むものとして市町村が認める者（10 年後の農業経営の継続意向（経営農地、経営面積、栽培作物、栽培方法等）及び地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の作成に向けた話し合い等への参加の意思が明確になっており、それらを証する書面を市町村に提出し、かつ、生産の効率化等に取り組む旨の証明を受けたものに限る。以下「継続的農地利用者」という。）

エ 次に掲げる要件の全てを満たす農業者（農業の生産工程の一部又は全部を請け負う事業を行う者（以下「農業サービス事業体」という。）であって、次の(ア)、(イ)及び(エ)に掲げる要件を満たす者を含む。）

- (ア) 農業所得が総所得の過半（法人にあっては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあっては1,000万円以上）であること。
- (イ) 主として農業経営に従事すると認められる青壯年の家族農業従事者（法人にあっては、常時従事者（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項第2号ホに規定する常時従事者をいう。）である構成員）がいること。
- (ウ) 個人の農業者であって、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事（農業大学校に就学している場合等を含む。）しており、かつ、将来においても主として農業に従事すると見込まれること。
- (エ) 簿記記帳を行っていること。（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）
- オ 原則として5年以内に、アの(ア)となる計画を有する農業を営む法人（経営開始後決算を2期終えていないものに限る。以下「農業参入法人」という。）
- カ アの(ア)、イ、ウ及びエの経営（家族農業経営に限る。）の経営主以外の農業者  
家族経営協定を締結しており、その中において①経営のうちの一部の部門について主宰権  
があり、かつ、②その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になってい  
ることを満たす農業者
- キ 次に掲げる農業者（以下「集落営農組織等」という。）
- (ア) 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営む任意団体であって、次  
の要件の全てを満たすもの（以下「集落営農組織」という。）
- ① 代表者、代表権の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従った規約を  
有していること
- a 事項
- 団体の目的
- 団体の意思決定の機関及びその決定の方法
- 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
- 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法
- b 基準
- 代表者の選任の手続を明らかにしていること
- 農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること
- 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別にしていないこと
- 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかに  
なっていること
- 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の  
方法が衡平を欠くものでないこと
- ② 共同販売に係る経理を行っていること
- ③ 原則として5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること
- ④ 農用地の利用の集積の目標を定めていること
- ⑤ 主たる従事者が目標農業所得額を定めていること
- ただし、水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目  
標を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないもの  
とする。

- (イ) 集落営農組織が法人化するときにその構成員になろうとする者（当該者が当該集落営農組織の法人化に必要な出資金等を借り入れる場合に限る。）
- ク 集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、アの(ア)及びイからカまでの者が全構成員の過半を占めるものであって、キの(ア)の①に定める事項及び基準に従った規約を有しているもの
- (2) 農業協同組合
- 次に掲げる要件を全てを満たす農業協同組合とする。
- ア 法令違反や不祥事がないこと。
- イ 国及び都道府県の行政検査並びに会計監査人又は農業協同組合連合会(農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成 27 年法律第 63 号)附則第 19 条に規定する組織変更後の農業協同組合連合会をいう。)による監査で重大な指摘を受けていないこと。
- ウ 農業協同組合の改革を着実に実践し、担い手を中心とする組合員のメリットが拡大していると認められること。
- エ 営農指導事業及び農産物販売事業の充実に重点を置いていると認められること。（これらの事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）
- オ 信用事業の自主ルールを尊重していること。（信用事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）
- カ 全体の収支又は信用事業及び共済事業以外の収支が赤字の場合は、施設・人員の整理等の赤字解消に向けた努力を積極的に行っていていること。
- キ 組合員のニーズを的確に把握し、それを着実に実行できる役員体制が確立していると認められること。
- (3) 農業協同組合連合会
- (2) のアからキまでに掲げる要件を全て満たす農業協同組合連合会とする。
- (4) 農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人であって、次に掲げるもの
- ア 農事組合法人（農業を営む農事組合法人を除く。）
- イ 農業共済組合及び農業共済組合連合会
- ウ 土地改良区及び土地改良区連合
- エ たばこ耕作組合
- オ 農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の貯蔵、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に資する事業（以下「農業振興事業」という。）を主たる事業として行う事業協同組合（農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）、事業協同小組合（農業者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（農業協同組合又は農業協同組合連合会がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。）
- カ 農住組合（農業者、農業協同組合及び農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）
- キ 農業振興一般社団法人等
- 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財團法人であって、農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が、一般社団法人にあっては総社員の議決権の過半数を有し、一般財團法人にあっては基本財産の額の過半を拠出しているもの（以下「農業振興

一般社団法人等」という。)

なお、農業振興一般社団法人等のうち農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会が、一般社団法人にあっては総社員の議決権の過半数を有し、一般財團法人にあっては基本財産の額の過半を拠出しているもの以外のものに対する貸付けは、施行令第2条の表の資金の種類の欄に掲げる資金のうち、専ら農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用し、かつ、各種の農業施策の推進のために国又は地方公共団体が助成して行う事業又はこれと同種の事業に必要なものに限る。

ク 農業振興事業を主たる事業として営む株式会社及び持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。以下同じ。）であって、農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が、株式会社にあっては総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有しているもの、持分会社にあっては業務を執行する社員の過半を占めているもの

ケ 法人でない団体であって、農業者がその主たる構成員となっており、かつ、代表者、代表権の範囲その他次に定める事項について次に定める基準に従った規約を有しているもの  
（（1）のキの（ア）及びクに該当するものを除く。）

（ア） 事項

- ① 団体の目的
- ② 団体の意思決定の機関及びその決定の方法
- ③ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
- ④ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

（イ） 基準

- ① 代表者の選任の手続を明らかにしていること。
- ② 農業経営の近代化に資する旨をその目的に含んでいること。
- ③ 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
- ④ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。
- ⑤ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

## 2 融資機関

近代化資金の融資機関は、条例第3条の規定により群馬県知事（以下「知事」という。）と利子補給契約を締結した、農業協同組合（以下「農協」という。）、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、信用金庫連合会及び信用協同組合連合会（以下「農林中金等」という。）並びに銀行、信用金庫及び信用協同組合（以下「銀行等」という。）とする。

## 第2 貸付条件

### 1 資金使途

近代化資金の使途は、農業経営の近代化を図るのに必要な次の資金とする。

(1) 第1の1の(1)に掲げる者に対する貸付け（以下「個人施設」という。）

ア 農業施設取得等資金

畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含まない。以下同じ。）又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。）

ただし、認定農業者及び集落営農組織以外の者に対する貸付けにあっては、復旧に必要な資金を除く。

イ 果樹等植栽育成資金

果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金

ただし、認定農業者及び集落営農組織以外の者に対する貸付けにあっては、果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に要する資金に限る。

ウ 家畜購入育成資金

乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金

エ 小土地改良資金

事業費1,800万円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金

ただし、認定農業者及び集落営農組織以外の者に対する貸付けにあっては、復旧に必要な資金を除く。

オ 長期運転資金

農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する次の資金

ただし、(ウ)から(オ)まで及び(キ)に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等及び集落営農組織等に限り、(カ)に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、農業サービス事業体及び集落営農組織等に限り、(ク)に掲げるものについては貸付対象者は認定農業者等、目標地図に位置付けられた者及び継続的農地利用者、農業サービス事業体、農業参入法人並びに集落営農組織等に限る。

(ア) 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金

(イ) 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るために必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金（認定農業者及び集落営農組織以外の者に対する貸付けにあっては、農機具及び運搬用機具に限る。）

(ウ) 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金

(エ) 品種の転換を行うのに必要な資金

(オ) 農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金

(カ) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金

(キ) 農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するために必要な資金

(ク) (ア)から(キ)までに掲げるもののほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営

管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金

カ 大臣特認資金

(ア) 農村給排水施設資金

農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金

この給排水施設とは、共同利用の水道施設又は下水道施設に接続する給排水施設、生活雑排水等による農業用水の水質汚濁が農業生産に影響を及ぼしているか又はそのおそれがあると都道府県知事が認めた地域内において設置する浄化槽及びこれらと一体的な排水管等の屋外施設及びこれと同時一体的に整備される屋内施設（屋内排水管及びこれと直接接続するものに限る。）であって、第1の1の(1)に掲げる者が設置するものとする。

なお、給排水施設に係る近代化資金の利子補給承認に当たっては、農業集落排水施設整備事業等との整合性に配慮する必要がある。

(イ) 特定農家住宅資金

次の①又は②に掲げる要件に該当する場合に行う農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得に要する資金

① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条の過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項の沖縄振興計画の対象地域内の農業者が次のいずれかの要件に該当する場合

② 農業生産に伴って生ずる公害の防止のために移転するとき又は土地改良法（昭和24年法律第195号）に規定する事業の実施に伴い移転するとき。

③ その意欲と能力からみて、今後食料・農業・農村基本法において育成することとされている効率的かつ安定的な農業経営に発展し得る者として都道府県知事が認めた者が、新たに主たる事業として農業経営を営むためにその住宅を改良、造成又は取得するとき。

④ 自立経営を志向する農業後継者が婚姻のため又は特別の理由がある場合として都道府県知事が特に必要と認めた場合に新たにその住宅を取得又は造成（独自の居室を作るための改良を含む。）するとき。

⑤ 自立経営を志向する者が特別の理由がある場合として都道府県知事が特に必要と認めた場合にその住宅の改良（台所、食事場、浴室、洗面所、便所、し尿浄化装置及び自家用給排水施設であって、都道府県知事が特に普及を図る必要があると認めるものの改良に限る。）をするとき。

⑥ ①の対象地域内において認定新規就農者が、新たに主たる事業として農業経営を営むために行う場合

(ウ) 内水面養殖施設資金

水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得に要する資金

この水田を利用した水産動物の養殖施設とは、ふ化室、養魚池、餌料倉庫等内水面養殖事業に必要な施設とする。養魚池の造成に必要な資金の貸付けに当たっては、当該養魚池の面積のうち、水田から転換される部分が全体の面積のおおむね3分の2以上を占めている必要がある。

(2) 第1の1の(2)から(4)までに掲げる者に対する貸付け（以下「共同利用施設」という。）

ア (1)のアからエまで及びカの(カ)に掲げる資金

イ 農村環境整備資金

診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて、次に掲げる施設の改良、造成又は取得に要する資金

診療施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、農村情報処理・通信施設（農事放送施設及び農業管理センターを含む。）、水道施設、下水道施設、託児施設、研修施設、集会施設、ガス供給施設、融雪・除雪用施設、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設、生活改善センター、生活安全保護施設、集落道、廃棄物処理施設又は地域交流施設

## 2 貸付限度額

近代化資金の貸付限度額は次のとおりとし、いずれの場合にあっても貸付残高の合計額とする。

(1) 個人施設

ア 農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社その他農業者が組織する法人及び農業を営む任意団体に対する貸付けにあっては、2億円以内

イ 知事が次表の経営規模等を勘案して特に必要として認めた場合は、2億円以内（農業近代化資金貸付限度額・融資率の特例に関する承認申請書（別記様式第1号）に基づく。）

経営部門	借入後の経営規模
酪農	常時飼養頭数（成牛） 15頭以上
肉用牛	〃（肥育牛） 40頭以上
養豚（肥育）	〃 300頭以上
〃（繁殖）	〃（雌豚） 40頭以上
〃（一貫）	〃（〃） 30頭以上
養鶏（採卵）	常時飼養羽数 5,000羽以上
〃（採肉）	〃 10,000羽以上
果樹園	樹園地面積 100アール以上
施設園芸	施設の実面積 20アール以上
養蚕	年間収織量 2トン以上
きのこ類	
しいたけ	常時ほど木所有本数 50,000本以上
なめこ、しめじ等	培養室、育成室、作業室等の施設の合計面積 150平方メートル以上
水稻	作付面積 300アール以上
麦類	作付面積 300アール以上
露地野菜	作付面積 300アール以上
工芸作物	作付面積 300アール以上

ウ 第1の1の(1)の才の農業参入法人に対する貸付けにあっては、1億5,000万円以内

エ アからウ以外のものに対する貸付けにあっては、1,800万円以内

(2) 共同利用施設

15億円（特別の理由がある場合において農林水産大臣が承認したときは、その承認した額）以内

## 3 債還期限及び据置期間

近代化資金の償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は、次表のとおりとし、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間等を設定するものとする。

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法

律第40号) 第111条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第132号)第3条第1項に規定する者であって、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者にあっては、次表の償還期限及び据置期間について、それぞれ3年間延長するものとする(ただし、令和6年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る。)。

貸付対象者	個人施設						共同利用施設	
	認定農業者等	認定農業者等以外の農業者	認定新規就農者が認定就農計画(農業経営基盤強化促進法第14条の5第2項に規定する認定就農計画をいう。)に従って同法第14条の4第2項第3号の措置を行う場合				農業協同組合等	
資金名	償還期限	据置期間	償還期限	据置期間	償還期限	据置期間	償還期限	据置期間
農業施設取得等資金	畜舎、果樹棚等建構築物	年 15	年 7	年 15	年 3	年 17	年 5	年 20
	農機具等	7	2	7	2	10	5	10
果樹等植栽育成資金		15	7	15	7	17	7	15
家畜購入育成資金		7	2	7	2	10	5	7
小土地改良資金		15	7	15	3	18	5	15
長期運転資金		15	7	15	3	17	5	
大臣特認資金	農村給排水施設資金	15	7	15	3	17	5	
	特定農家住宅資金	15	7	15	3	17	5	
	内水面養殖施設資金	15	7	15	3	17	5	15
農村環境整備資金							20	3

(注) 利率を同じくする2種類以上の償還期限及び据置期間の異なる資金について同時に借り入れる場合(セット融資)については、加重平均方式により算出される数値の端数を切り上げた期限及び期間とすることとする。

なお、セット融資の償還期限等の算定については、群馬県農業近代化資金等電算システム関係帳票作成要領第5の1の(12)に定めるところによる。

#### 4 利子補給率及び貸付利率等

(1) 近代化資金の利子補給率及び貸付利率は、次表のとおりとする。

施設の区分	個人施設	共同利用施設				
		農協が貸し付ける場合		農協以外の融資機関が貸し付ける場合		
資金の区分	利子補給率%	貸付利率%	利子補給率%	貸付利率%	利子補給率%	貸付利率%
小土地改良資金以外の資金	1.25	1.00	1.25	1.00	0.45	1.00
小土地改良資金	1.25	1.00	1.25	1.00	0.45	1.00

#### 5 融資率

近代化資金の融資率は、次のとおりとする。

(1) 原則として、事業費の 100 分の 80 以内

ただし、事業実施の結果、その事業費の額が利子補給承認時の額を下回り、融資率が 100 分の 80 を超えることとなる場合において、必要止むを得ないと認められるときは 100 分の 90 以内とする。

(2) (1)にかかわらず資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から知事が特に必要と認めた場合は、100 分の 90 以内（農業近代化資金貸付限度額・融資率の特例に関する承認申請書（別記様式第 1 号）に基づく。）

ただし、2 の(1)のイに掲げる規模を有する者であり、かつ、融資残の自己資金の調達が困難か又は運転資金の調達が充分でないと認められる場合に限る。

(3) 認定農業者等に係る融資率の特例

認定農業者等が農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な近代化資金を借り入れる場合は、(1)及び(2)にかかわらず、100 分の 100 以内

（第 2 の 1 の(1)のカの(ア)及び(イ)に掲げる資金を借り入れる場合を除く。）

(4) 集落営農組織等に係る融資率の特例

集落営農組織等が、集落営農向け資金を借り入れる場合は、(1)及び(2)にかかわらず、100 分の 100 以内（第 2 の 1 の(1)のカの(ア)及び(イ)に掲げる資金を借り入れる場合を除く。）

なお、この融資率の特例は、貸付額が 3,600 万円（第 1 の 1 の(1)のキの(イ)に規定する者にあっては、1,800 万円）に達するまでに限り適用するものとする。

#### 6 債還方法等

(1) 各年 1 回の元金均等償還とする。

償還額の単位は千円とし、貸付額が償還回数で割り切れないときは、その端数を初回償還額に加えて 2 回以降は均等額とする。

(2) 債還日は借入者の利便を考慮し、5 月 31 日、8 月 31 日又は 11 月 30 日のうちいずれか一の償還日を選定する。

(3) 貸付金の一部を繰り上げて償還する場合の単位は千円とし、その償還金の充当方法は約定償還の最終年次分から順次充当する。

(4) 借入者は、次回返済予定の約定償還額の一部を償還日以前に内入れすることができる。この

場合、単位は千円とし、回数は1月1日から6月30日及び7月1日から12月31日の期間にそれぞれ2回までとする。

(5) 融資機関は、延滞金（元金）の受入れについても千円単位で行うものとする。

## 7 その他

(1) 貸付金の単位は、千円単位とし、一件当たりの最低限度額は10万円とする。

(2) 利子補給承認前の事業着工は、禁止とする。

ただし、天災等やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りではない。

その場合は、借入希望者は、借入申込書の提出時に融資機関を経由して 利子補給承認前着工届（別記様式第25号）を知事に提出することとする。

なお、利子補給が認められなかった場合の責任は借入希望者の自己責任となる。

(3) 貸付金は、利子補給承認された事業目的の支払いに充てるものとし、また、貸付金により取得した施設、機械等（以下「施設等」という。）については、その目的に従って使用するものとする。

ただし、以下のものに対して施設等を貸し付ける場合については、この限りでない。

ア 農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた農業生産法人（集落営農型に限る。）であり、かつ、「水田・畑作経営所得安定対策実施要領（平成20年2月20日付け19経営第6631号農林水産省経営局長通知）」の水田経営所得安定対策の対象となる者

イ 農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件（注）を満たす組織であり、かつ、「水田・畑作経営所得安定対策実施要領（平成20年2月20日付け19経営第6631号農林水産省経営局長通知）」の水田経営所得安定対策の対象となるもの

（注）「特定農業団体と同様の要件」とは、特定農業団体が満たすこととされている以下の要件とする。

（ア）地域の農用地の2／3以上の利用の集積を目標とすること

（イ）組織の規約を作成すること

（ウ）共同販売に係る経理を行っていること

（エ）中心となる者の農業所得の目標を定めること

（オ）農地所有適格法人化計画を有すること

このうち、（ア）の2／3については、経過措置として、当分の間、地域の生産調整面積の過半を受託する組織に限り、1／2とする。

(4) 同一の貸付対象に対しては、近代化資金と他の制度資金との協調融資は行わないものとする。

ただし、他に定めのある場合においては、この限りでない。

(5) 第2の4(1)に規定する貸付利率を0%等まで引き下げるのに必要な額（ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。）を農業者等に対して行う助成については、担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱（平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知。）、東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）及び認定農業者等に対する経営支援緊急対策利子助成金交付事業実施要綱（平成20年10月16日付け20経営第4079号農林水産事務次官依命通知）に定めると

ころによる。

### 第3 借入申込手続

#### 1 第1の1の(1)に掲げる者

県基本要綱第3及び第5の規定により借入手続き等を進め、融資審査等を経て、借入申込書（県基本要綱別紙5）（群馬県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）による債務保証を希望する場合は、借入申込書（債務保証委託申込書）（県基本要綱別紙6））に別表（借入申込書添付書類一覧表）に掲げる書類及び融資機関が必要とする書類を添えて融資機関へ提出する。（基金協会による債務保証を希望する場合は、別途、基金協会あて債務保証委託申込を行うこと。）

ただし、第2の1の(1)のカの(ア)及び(イ)に掲げる資金を借り入れる場合については、次の2の規定によることとする。

#### 2 第1の1の(2)から(4)に掲げる者

借入申込書（別記様式第2号）に別表（借入申込書添付書類一覧表）に掲げる書類及び融資機関が必要とする書類を添えて融資機関へ提出する。（基金協会による債務保証を希望する場合は、別途、基金協会あて債務保証委託申込を行うこと。）

#### 3 農協又は銀行等が貸付けを行う場合

(1) 農協又は銀行等は、毎月、1又は2の借入申込みを受けるものとし、その時期及び農業事務所への利子補給承認申請時期、これに対する農業事務所の利子補給承認時期等は、原則として次表のとおりとする。

	農協の借入申込書 受付時期	農業事務所への利子補給承認申請書提出時期	農業事務所の利子補給承認時期
1の借入申込み	毎月5日		
2の借入申込み	毎月1日	毎月10日	毎月20日

(2) 農協又は銀行等は、1の借入申込みを受けたときは、貸付けを適当と認めるものについて農業近代化資金・総合農政利子負担軽減制度利子補給承認申請書（別記様式第3号。以下「承認申請書」という。）1部に借入申込書（添付書類を含む。以下同じ。）の写し及び融資審査等総括表（県基本要綱別紙4）の写しを各1部添えて農業事務所へ提出する。

(3) 農協又は銀行等は、2の借入申込みを受けたときは、その内容を審査し、市町村の意見を聞き、また必要に応じて市町村農業委員会、農業事務所及び農林中金等の意見を聞き、貸付けを適当と認めるものについて承認申請書1部に借入申込書の写し及び審査概況表（別記様式第4号）を各1部添えて農業事務所へ提出する。

#### 4 農林中金等が貸付けを行う場合

(1) 農林中金等は、隨時、1又は2の借入申込みを受けるものとする。

(2) 前項の借入申込書受理以降の手続きについては、3の(2)又は(3)の規定を準用する。この場合において同項中「農協」とあるのは「農林中金等」と、「農業事務所」とあるのは「農業構造政策課」と読み替える。

## 5 債権保全措置

- (1) 近代化資金に係る債権保全措置は、県基本要綱第6の3の規定によることとし、融資機関、基金協会及び借入希望者の十分な協議により適切な措置が講じられるよう努めること。
- (2) 農協及び農林中金等は、基金協会の債務保証を受けて貸し付けようとするときは、借入申込者から提出された債務保証委託書に意見を附し、基金協会が必要とする書類を添えて基金協会へ提出する。  
なお、3の(2)又は(3)による申請と並行的に事務を進め、円滑な資金の貸付に努めるものとする。
- (3) 基金協会は、前項により提出された債務保証委託書等について、審査の上、保証の決定をし、融資機関及び借入申込者にその旨を通知するものとする。

## 6 第2の2の(2)の規定により農林水産大臣の承認を要するものの借入申込手続は、事案に応じて別途指示する。

### 第4 利子補給申請の承認

#### 1 農協又は銀行等に対する承認

- (1) 農業事務所は、第3の3による承認申請書等を受理したときは、申請内容を審査のうえ利子補給の承認又は不承認を決定し、その旨を農協又は銀行等へ通知する。  
また、承認又は不承認の通知の写しを市町村及び必要に応じて基金協会へそれぞれ送付する。
- (2) 農協又は銀行等は、前項の通知を受けたときは、借入申込者に対してその旨を連絡するものとする。
- (3) 農業事務所は、承認データを県利子補給データファイルに入力する。

#### 2 農林中金等に対する承認

- (1) 農業構造政策課は、第3の4による承認申請書等を受理したときは、申請内容を審査のうえ利子補給の承認又は不承認を決定し、その旨を農林中金等へ通知する。  
また、承認又は不承認の通知の写しを市町村及び必要に応じて基金協会へ送付する。
- (2) 農林中金等は、前項の通知を受けたときは、借入申込者に対してその旨を連絡するものとする。
- (3) 農業構造政策課は、承認データを県利子補給データファイルに入力する。

#### 3 変更承認（貸付実行後については変更はできない。）

- (1) 農協又は銀行等は、1による利子補給の承認を受けた後、次に掲げる事由に該当するときは、利子補給承認変更申請書（別記様式第3号の2。以下「変更申請書」という。）を農業事務所へ提出する。
  - ア 金利変動その他の理由により貸付利率又は利子補給率を変更するとき。
  - イ 償還期限を延長するとき。（ただし、第2の3に定める償還期限を越えることはできない。）
- (2) 農林中金等は、2による利子補給の承認を受けた後、(1)のア又はイに掲げる事由に該当するときは、変更申請書を農業構造政策課へ提出する。
- (3) 農業事務所又は農業構造政策課は、(1)又は(2)の変更申請書を受理したときは、申請内容を審査のうえ変更の承認又は不承認を決定し、その旨を融資機関へ通知する。  
また、承認又は不承認の通知の写しを農業構造政策課、市町村及び必要に応じて基金協会へ

それぞれ送付する。

(4) 融資機関は、前項の通知を受けたときは、借入申込者に対してその旨を連絡するものとする。

#### 4 申請内容の変更に伴うデータ修正

(1) 農協又は銀行等は、1による利子補給の承認を受けた後、3の(1)のア及びイに掲げる事由以外の申請内容（ただし、貸付予定額は除く。）について変更が生じたときは、利子補給申請内容変更届（別記様式第3号の3。以下「変更届」という。）を農業事務所へ提出する。

(2) 農林中金等は、2による利子補給の承認を受けた後、貸付利率、利子補給率又は償還期限以外の申請内容（ただし、貸付予定額は除く。）について変更が生じたときは、変更届を農業構造政策課へ提出する。

(3) 農業事務所は、(1)の変更届を受理したときは、届出の内容を確認のうえ農業構造政策課に対して承認データの修正依頼を行うものとする。

また、変更内容を市町村及び必要に応じて基金協会へそれぞれ通知する。

#### 5 承認の辞退

(1) 農協又は銀行等は、1による利子補給の承認を受けた後、貸付実行前にその承認を辞退するときは、利子補給承認辞退届（別記様式第3号の4。以下「辞退届」という。）を農業事務所へ提出し、農業事務所は内容を確認後、農業構造政策課に提出する。

(2) 農林中金等は、2による利子補給の承認を受けた後、貸付実行前にその承認を辞退するときは、辞退届を農業構造政策課へ提出する。

(3) 農業構造政策課は、(1)又は(2)の辞退届を受理したときは、その写しを市町村及び必要に応じて基金協会へそれぞれ送付し、県利子補給データファイルに入力した承認データを削除する。

### 第5 貸付実行

1 融資機関は、第4による承認後6カ月以内で借入申込者が資金を必要とする時期に貸付けを実行するものとする。

また、やむを得ない事情により6カ月以内に貸付けの実行が困難な場合は、あらかじめ農業近代化資金貸付実行期限延期承認申請書（別記様式第5号）により知事の承認を得なければならぬ。ただし、第4による承認から原則として1年を超えることはできない。しかし、やむを得ない事情があると認められる場合は、6カ月のときと同様の手続きにより知事は予算の範囲内で認めることができる。

2 貸付けは、利子補給の承認を受けた1件ごとに一括貸付とする。

ただし、融資機関は、必要に応じて留保金勘定を使用できることとし、その場合、資金の出し入れについて明らかとなる書類を作成し保管するものとする。

3 貸付金の目的外使用を防ぐため、融資機関は貸付金を借入者の預貯金口座（営農活動用以外の預貯金口座とする。）へ振り替えるとともに、事業費の支払状況を明らかにするため、借入者は当該事業に要する自己負担資金についても当該預貯金口座に預け入れておき、原則として口座振替の方法により必要経費の支払いを行うものとする。

なお、現金支払が商慣習となっている場合その他やむを得ず現金支払を要する場合には、借入者は必要経費の納品書又は請求書等を融資機関へ提示して所要額の払出しを受けるものとする。

- 4 融資機関は、貸付金が借入者の口座に滞留しないよう努めるものとする。
- 5 融資機関は、貸付けを実行したときは、1カ月分をとりまとめ翌月10日までに農業近代化資金等貸付実行報告ぐんま電子申請受付システムに入力するものとする。入力する際には当該貸付けに係る償還計画が分かる資料を添付する。

## 第6 事業計画の変更

- 1 借入者は、貸付金に係る事業計画について次の各号のいずれかに該当するときは、農業近代化資金事業計画変更願（別記様式第8号。以下「変更願」という。）を融資機関へ提出するものとする。  
ただし、貸付対象となった施設等の種類の変更及び貸付金の増額変更是認めないものとする。
  - (1) 貸付対象事業費が30パーセント以上増減するとき。
  - (2) 貸付対象事業の規模が30パーセント以上増減するとき。
  - (3) その他事業計画を著しく変更しようとするとき。
- 2 融資機関は、借入者から変更願を受理したときは、その内容を審査しやむを得ないと認めるものについて農業近代化資金事業計画変更承認申請書（別記様式第9号。以下「計画変更承認申請書」という。）1部に変更願の写し1部を添えて、農協及び銀行等にあっては農業事務所へ、農林中金等にあっては農業構造政策課へ提出するものとする。
- 3 農業事務所又は農業構造政策課は、前項の計画変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ承認又は不承認を決定し、その旨を融資機関へ通知する。  
また、承認又は不承認の通知の写しを市町村及び基金協会へ送付する。
- 4 融資機関は、前項の通知を受けたときは、借入者に対してその旨を連絡するものとする。

## 第7 事業完了の報告

- 1 借入者は、資金の貸付けを受けた日から1年以内に事業を完了しなければならないものとし、事業が完了したときは遅滞なく農業近代化資金事業完了届（別記様式第10号。以下「完了届」という。）に納品書、請求書及び領収書（又は支払いを証する書類）の原本又はその写しを添えて融資機関へ提出するものとする。
- 2 融資機関は、前項の完了届を受理したときは1カ月以内に実地調査を行い事業を確認するとともに、目的外使用又は融資率を超えるもの（ただし、第2の5のただし書きによるものを除く。）については、その全部又は一部について直ちに繰上償還をさせるものとする。
- 3 融資機関は、前項実地調査の内容を付した完了届を5年間整理保管するものとし、知事が調査する際提示しなければならない。
- 4 借入者は、資金の借入れによって実施した事業につき国又は地方公共団体等の補助金の交付を受けたときは、近代化資金の借入額及び補助金の合計額が事業費の総額を超える場合、超えた金額相当額を直ちに繰上償還しなければならない。

## 第8 利子補給

### 1 利子補給の割合

知事は、条例第3条に基づく融資機関との利子補給契約書（別記様式第24号）第6条に定める割合により当該融資機関に対して利子補給を行うものとする。

### 2 利子補給金の請求及び交付

(1) 融資機関は、貸付金について次に掲げるアからオに該当するものがある場合は所定の事項を記載した農業近代化資金・総合農政利子負担軽減制度特例償還等報告書（別記様式第11号）。

以下「特例償還等報告書」という。）を作成し、翌月10日までに、農業構造政策課へ1部送付するものとする。

ア 繰上償還があったもの

イ 内入償還があったもの

ウ 期限の利益を喪失させたもの

エ 延滞金の償還があったもの

オ 月内に発生した延滞金が月末までに償還されないもの

(2) 農業構造政策課は、前項の特例償還等報告書を受理したときは県利子補給データファイルの修正を行うものとする。

(3) 農業構造政策課は、農業近代化資金利子補給金請求書（別記様式第12号）、農業近代化資金利子補給金計算書（別記様式第13号）及び農業近代化資金融資残高異動報告書（別記様式第14号）（以下「利子補給金請求書等」という。）を各々2部作成し、上期分については7月18日までに、下期分については翌年1月18日までに、それぞれ融資機関へ送付するものとする。

(4) 融資機関は、前項の利子補給金請求書等を受理したときは、その内容を当該融資機関所有の資料と照合審査し、誤りがない場合は各々1部を上期分については7月末日までに、下期分については翌年1月末日までに、農協及び銀行等にあっては農業事務所へ、農林中金等にあっては農業構造政策課へ提出するものとする。

(5) 農業事務所又は農業構造政策課は、前項の利子補給金請求書等を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中に利子補給金を交付する。

ただし、調査のために特に日時を要するときはこの限りではない。

## 第9 利子補給の打ち切り等

知事は、融資機関又は当該融資機関から近代化資金を借り受けた者が次に掲げる事項に該当することとなったときは、融資機関に交付すべき利子補給金の全部又は一部を交付せず、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

ただし、第2の7の(3)のただし書きア又はイに該当する場合には、利子補給は打ち切らないものとする。

(1) 条例又はこの要領に定める事項に違反したとき

(2) 貸付金を借入目的以外に使用したとき

(3) 貸付金により取得した施設等を借入に係る事業目的以外に使用し、譲渡し、交換し、又は貸し付けたとき

(4) 農業経営を中止したとき

## 第10 貸付条件の緩和措置

### 1 支払猶予等の該当要件

支払猶予は、次の(1)に規定する災害等の内容に起因して、(2)の認定基準により償還が著しく困難であると認定された場合に限って行う。

#### (1) 災害等の内容

ア 暴風雨、豪雨、地震、降雪、低温、降霜、降ひょう、冷害、干害等の災害（以下「天災」という。）

イ 火災、盗難等（事業の失敗などは該当しない。）

ウ 借受者（共同の場合は、その受益構成員）又は、その者と住居及び生計を一にする親族の死亡、疾病又は負傷

#### (2) 償還が著しく困難であることの認定基準

ア 天災の場合は、次の要件を満たすものであること。

（ア）当該天災による農作物、畜産物又は繭の減収量が平年の3割以上であること。

（イ）当該減収による損失額が平年の農業総収入額の1割以上であること。

イ 天災以外の場合は、償還が著しく困難であるとの判断に至ったもののみ、具体的な事例について個々に認定する。

### 2 支払猶予等の取扱い

#### (1) 支払猶予等の方法及び期間

支払猶予等は、次に掲げる方法により行うものとし、期間は1年以内とする。

ただし、第2の3に定める償還期限及び据置期間を超えることはできない。

ア 儻還期限の延長（約定の償還期限を延長すること。）

イ 据置期間の延長（約定の据置期間に引き続いて据置期間を延長すること。）

ウ 中間据置の設定（償還に入った後、元本の償還を据え置くこと。）

エ 儻還金額の一部繰下げ（約定（償還日及び据置期間）が法令期限一杯に設定されている場合にあっては、償還金額の一部を次年度以降に繰り延べて設定すること。）

#### (2) 支払猶予限度額

償還が困難と認められた最小限の額とし、支払猶予等すべき事由が発生した時点以後に償還期日の到来する償還金の全部又は一部の額とする。

#### (3) 儻還計画の変更

（1）のただし書きまたはエにより、償還期限の延長ができない場合の貸付残額に対する償還金は猶予以後の償還計画を変更するものとし、約定償還額を均等にする。

#### (4) 延滞中の償還金の取扱い

支払猶予等すべき事由の発生した時点以前に償還期日の到来した償還金で延滞中のものについては、適用しないものとする。

### 3 承認申請手続

（1）貸付条件の緩和を受けようとする者は、農業近代化資金・総合農政利子負担軽減制度貸付条件（支払猶予）変更理由書（別記様式第21号。以下「変更理由書」という。）を1部融資機関へ提出するものとする。

（2）融資機関は、前項の変更理由書を受理したときは、その内容を審査し、市町村の意見を聞き、貸付条件の緩和を必要と認めるものについて、農業近代化資金・総合農政利子負担軽減制度貸

付条件変更承認申請書（別記様式第 22 号。以下「変更承認申請書」という。）1 部に変更理由書の写し 1 部を添えて、農協及び銀行等にあっては農業事務所へ、農林中金等にあっては農業構造政策課へ提出するものとする。

(3) 農業事務所又は農業構造政策課は、前項の変更承認申請書を受理したときは、申請内容を審査のうえ貸付条件の緩和の承認又は不承認を決定し、その旨を融資機関に通知する。

また、承認又は不承認の通知の写しを市町村及び基金協会へ送付する。

#### 4 承認後の事務処理

(1) 融資機関は、前項の通知を受けたときは、当該申請者に対してその旨を連絡するものとする。

なお、当該申請者に対しては、金銭消費貸借変更契約証書を徴する等所定の手続きを行うものとする。

(2) 農業事務所は、利子補給変更承認の結果を主務課に報告するものとする。

#### 5 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の期限到来に係る措置

(1) 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成 21 年法律第 96 号）の期限到来後においても、同法施行時と同様の支払猶予をすることが適当であると認められる場合については、1 の規程に関わらず支払猶予をすることができる。

(2) (1)により支払猶予をする場合については、3 の(1)の手続きにおいて別記様式第 21-1 号又は 21-2 号を使用する。

### 第 11 その他

1 融資機関は、必要ある時は借入者から報告を求め、又は実地に調査して資金の適正な管理にあたるとともに、借入者に対して適切な指導助言を行うものとする。

#### 2 東日本大震災の被災者等に係るもの

第 1 の 2 に規定する融資機関が東日本大震災により被害を受けた者に対して行う近代化資金の貸付け（当該融資機関が行う他の近代化資金の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う近代化資金の貸付けに限る。）を行う場合、平成 23 年 3 月 11 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に作成される消費貸借に関する契約書については、印紙税を課さないこととされている。

#### 3 新型コロナウイルス感染症の影響に係るもの

第 1 の 2 に規定する融資機関が新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた者に対して行う近代化資金の貸付け（当該融資機関が行う他の近代化資金の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う近代化資金の貸付けに限る。）に係る印紙税法（昭和 42 年法律第 23 号）別表第 1 第 1 号の課税物件の物件名の欄 3 に掲げる消費貸借に関する契約書のうち、令和 6 年 3 月 31 日までに作成されるものについては、印紙税を課さないこととされている。（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号）第 11 条、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和 2 年政令第 160 号）第 8 条）

### 附 則

第 10 の 5 については、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで、その効力を有する。

#### 附 則

この要領は、平成 23 年 5 月 2 日以降利子補給承認に係る貸付金から適用するが、第 2 の 3 後段のただし書き及び第 11 の 2 については、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。平成 23 年 5 月 1 日以前利子補給承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

#### 附 則

この要領は、令和 4 年 9 月 20 日以降利子補給承認に係る貸付金から適用し、令和 4 年 9 月 19 日以前利子補給承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

#### 附 則

この要領は、令和 5 年 5 月 31 日以降利子補給承認に係る貸付金から適用し、令和 5 年 5 月 30 日以前利子補給承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

#### 附 則

この要領は、令和 5 年 9 月 1 日から適用する。

## 別表

## 借入申込書添付書類一覧表

区分	添付書類
共通	1 経営改善資金計画書(写)（県基本要綱別紙1）（個人施設の場合）
	2 設計書（図面を含む。）又はカタログ及び見積書
	3 農業経営改善計画書(写)、同計画認定証(写)及び経営改善資金計画認定通知書(写) (認定農業者向け資金を借り入れる場合)
	4 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律による持続性の高い農業生産方式導入計画認定申請書（写）、同計画認定書（写） (エコファーマーが資金を借り入れる場合)
	5 認定新規就農者が認定就農計画に従って同法第14条の4第2項第3号の措置を行う場合は、就農計画認定申請書(写)、同計画認定書（写）
	6 他の法令等により許可等を要するものについては、許可書等(写)又は申請中のものにあっては申請書(写)
	7 その他知事が別に示すもの
個人	1 特定農家住宅資金を農業後継者が婚姻のため借り入れる場合にあっては、婚約証明書 又は婚姻を証する書類
法人等 ・農協等	1 収支計画書（別記様式第19号）（共同利用施設の場合）
	2 団体の概要（別記様式第20号）（共同利用施設の場合）
	3 定款、規約又はこれに準じるもの
	4 最近年度の業務報告書又はこれに準じるもの
	5 最近時の試算表
	6 本事業実施に係る総会又は理事会等の議事録抄本
	7 補助残融資に係るものについては、補助事業計画書(写)